

報告第7号

令和5年度大田原市下水道事業会計予算繰越計算報告について

令和5年度大田原市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月17日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

令和5年度大田原市下水道事業会計予算繰越計算書
 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道事業市町負担金	円 35,268,813	円 7,800,081	円 27,468,732	円 0	円 27,400,000	円 68,732	円 0	円 0	栃木県が実施する流域下水道事業が繰越事業となるため、市町負担金を翌年度に繰り越す。
合 計			35,268,813	7,800,081	27,468,732	0	27,400,000	68,732	0	0	